

発議第 11 号

内保博仁市長に対する不信任決議（案）について

内保博仁市長に対する不信任決議（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 24 年 9 月 4 日提出

提出者 伊賀市議会議員  
森永 勝二  
稲森 稔尚  
百上 真奈

記

内保博仁市長に対する不信任決議（案）

内保博仁市長においては、平成 21 年 9 月、本市の公共工事の受注実績のある土木業者と温泉旅行を行っていたことが明らかになりました。

市民の税金をもとに公共工事を発注する側と受注実績のある土木業者がこのような関係にあることは、政治倫理以前の問題であり、癒着であるとの厳しい批判は免れません。

また、問題発覚後も土木業者を紹介し旅行に同行した元市議会議員の氏名を明らかにしないなど、誠実に説明責任を果たしているとは言い難く、本市の最高規範である自治基本条例第 43 条に規定された「市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。」との市長の責務からは大きく逸脱した行動であり、到底許されるものではありません。

よって、本市議会は、本市の名誉を傷つけ、市民の行政に対する信頼を損なった事態の重大性を鑑み、内保博仁市長に対し不信任を決議するものです。

平成 24 年 9 月 4 日

三重県伊賀市議会

発議第 12 号

伊賀市議会の自浄作用の強化に関する決議（案）について

伊賀市議会の自浄作用の強化に関する決議（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 24 年 9 月 4 日提出

| 提出者 | 伊賀市議会議員 |
|-----|---------|
|     | 中本 徳子   |
|     | 生中 正嗣   |
|     | 上田 宗久   |
|     | 近森 正利   |
|     | 中井 洸一   |
|     | 中谷 一彦   |
|     | 中盛 汀    |
|     | 西澤 民郎   |
|     | 本城 善昭   |
|     | 空森 栄幸   |
|     | 渡久山カナエ  |
|     | 今井 由輝   |
|     | 岩田 佐俊   |
|     | 安本 美栄子  |

記

## 伊賀市議会の自浄作用の強化に関する決議（案）

このたび、現職副議長ほか1名の議員が議会役員選挙に係る贈収賄事件の容疑で逮捕されたことは、伊賀市議会に対する市民の不信を招き、議会への信頼を著しく失墜させ、誠に申し訳なく遺憾の意を表するところである。

このことは、市民全体の代表として、市民の負託に応えるべき市議会の立場からすれば断じて許されないことであり、議会の品位と権威が傷つき議会運営上においても著しい弊害となっている。

今回の議会の不祥事により議会内で、早期自主解散あるいは同日選挙の声も出ている。

議会は、改めて議会が本来やるべき役割を精査し、二元代表制を踏まえ、地方分権の時代にふさわしい、より市民に必要とされる議会を目指し、更なる議会改革に全力を注ぎ、この憂慮すべき事態を厳粛に受けとめなければならない。

ここに伊賀市議会は、今後の取るべき措置につき、今会期中に積極的な議員間議論の場を設け、一定の方向を見いだすものとする。

以上、決議する。

平成24年9月4日

三重県伊賀市議会

発議第 13 号

市議会を解散し、市議会議員選挙と市長選挙の同日選挙を実施する決議（案）  
について

市議会を解散し、市議会議員選挙と市長選挙の同日選挙を実施する決議（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 24 年 9 月 27 日提出

提出者 伊賀市議会議員  
前田 孝也  
森 正敏  
馬場登代光

記

市議会を解散し、市議会議員選挙と市長選挙の同日選挙を実施する決議（案）

伊賀市議会は、平成 19 年 2 月に議会基本条例を制定し、議会改革の先進地として注目を浴び、全国の市町村議会から多くの方々が、視察等に来庁されています。

しかしながら、今回、2 名もの現職議員が警察に逮捕されたことは、残念の極みです。

伊賀市の最高規範である伊賀市自治基本条例第 41 条には、「議員の責務」、伊賀市議会基本条例第 19 条には、「議員の政治倫理」が謳われております。

また、平成 20 年 8 月に出された伊賀市自治会連合会上野支部長ほかからの請願等、これまでも市長選挙との同日選挙を望む市民の声があります。

こうしたことを踏まえ、今後、二度とこのような不祥事が起こらないように、対策について十分に協議を行い、精査した後、11 月 11 日に執行が予定されている市長選挙と同日選挙となるよう、日程等を踏まえて、議会の解散手続きを行うものとする。

以上、決議する。

平成 24 年 9 月 27 日

三重県伊賀市議会

発議第 14 号

伊賀市議会の信頼回復に関する決議（案）について

伊賀市議会の信頼回復に関する決議（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 24 年 9 月 27 日提出

| 提出者 | 伊賀市議会議員 |
|-----|---------|
|     | 中井 洸一   |
|     | 生中 正嗣   |
|     | 稲森 稔尚   |
|     | 中盛 汀    |
|     | 渡久山カナエ  |
|     | 前田 孝也   |
|     | 松村 頼清   |
|     | 桃井 隆子   |
|     | 森永 勝二   |

記

伊賀市議会の信頼回復に関する決議（案）

このたび、前副議長と元議長の 2 名が、昨年 4 月の副議長選挙に係る贈収賄事件の容疑で逮捕・起訴されたことは、議会に対する市民の不信を招き、信頼を著しく失墜させ、誠に遺憾である。既に 2 名は辞職をしたが、市民全体の代表として、市民の負託に応えるべき市議会の立場からすれば断じて許されないことであり、改めて市民の皆様にお詫び申し上げる。

伊賀市議会では、議員一人ひとりが今回の事件を重く受け止め、二度とこのような不祥事が繰り返されることのないよう、また速やかに市民の信頼を回復することを目指し、次のことを決議する。

1. 議員一人ひとりの資質及び議会機能の向上を図るため、研修を強化する。

1. 議長及び副議長選挙等のあり方について、見直しを行う。

平成24年9月27日

三重県伊賀市議会

発議第 15 号

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求め  
る意見書（案）の提出について

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）  
を次のとおり提出しようとする。

平成 24 年 9 月 27 日提出

|     |         |
|-----|---------|
| 提出者 | 伊賀市議会議員 |
|     | 生中 正嗣   |
|     | 稲森 稔尚   |
|     | 中井 洸一   |
|     | 中盛 汀    |
|     | 渡久山カナエ  |
|     | 前田 孝也   |
|     | 松村 頼清   |
|     | 桃井 隆子   |
|     | 森永 勝二   |

記



地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の  
構築を求める意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、その内3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月27日

三重県伊賀市議会

衆参両院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

農林水産大臣

環境大臣

経済産業大臣

国家戦略担当 宛

発議第 16 号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書（案）の提出について

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 24 年 9 月 27 日提出

|     |         |
|-----|---------|
| 提出者 | 伊賀市議会議員 |
|     | 森永 勝二   |
|     | 生中 正嗣   |
|     | 中井 洸一   |
|     | 中盛 汀    |
|     | 渡久山カナエ  |
|     | 前田 孝也   |
|     | 桃井 隆子   |

記

## 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書（案）

政府は、地域主権の確立にむけ、補助金のあり方を見直し「一括交付金」化をすすめています。義務教育費国庫負担金が検討の対象となっており、2010年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」には「一括交付金化の対象外とする」と示されましたが、今後も注視が必要です。

1950年に地方自治をすすめるという観点から義務教育費国庫負担制度は廃止、一般財源化されましたが、その後、児童一人あたりの教育費に約2倍の地域間格差が生じた結果、1953年に義務教育費国庫負担制度は復活しました。

しかし、1985年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化が推し進められ、2006年からは国庫負担率が3分の1に縮減されています。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源の中に組み込まれています。

しかし、地方財政が厳しくなり、1985年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率（措置率）が年々低下しています。2007年度は措置率の全国平均は65.3%となっており、地域間格差も約6倍（東京164.8%、秋田26.9%）となっています。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものです。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々々の地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月27日

三重県伊賀市議会

衆参両院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛

発議第 17 号

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書（案）  
の提出について

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 24 年 9 月 27 日提出

|     |         |
|-----|---------|
| 提出者 | 伊賀市議会議員 |
|     | 中盛 汀    |
|     | 生中 正嗣   |
|     | 中井 洸一   |
|     | 渡久山カナエ  |
|     | 前田 孝也   |
|     | 桃井 隆子   |
|     | 森永 勝二   |

記

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める  
意見書（案）

2011年の「義務標準法」改正により、30年ぶりに学級編制基準が引き下げられ、小学校1年生の35人以下学級が実現しました。

2012年には、法改正による引き下げではないものの、小学校2年生への拡大が実質的に実現しています。

これらは、2010年8月に文部科学省が10年ぶりに策定した「教職員定数改善計画」に基づいており、同「計画」には「小・中学校の少人数学級(35・30人学級)の推進」「公立高等学校等の教職員配置の改善」等が盛り込まれています。

三重県では、2003年度からすでに小学校1年生の30人学級（下限25人）が実施されており、その後も小学校2年生の30人学級（下限25人）、中学校1年生の35人学級（下限25人）と他学年への弾力的運用等、拡充しています。今年度は、国の政策と連動したことにより、少人数学級適用外だった部分が一部解消され、さらなる拡充につながっています。少人数学級が実施されている学校では、「子どもたちが活躍する場が増えて、ますます意欲的になった」「子どもの話をじっくり聞くことができる」等の保護者、教職員の声があり、大きな成果をあげています。

2011年12月に文部科学省と財務省が取り交わした合意文書では、「教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うこと、その他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる」とされています。継続的・計画的に少人数学級を推進することはもちろん、事務職員や栄養教諭、養護教諭の増員、スクールカウンセラーの配置等、抜本的な定数改善や、高校も含めた「教職員定数改善計画」の着実な実施が求められています。

一方、日本の教育機関に対する公財政支出の対GDP比は、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均5.0%を大きく下回り、最下位の3.3%（2011年公表資料）となっています。山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にしたい教育を進めるためには、教育予算の拡充が必要です。OECD平均以上となるよう、求めていかなければなりません。

以上のような理由から、子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月27日

三重県伊賀市議会

衆参両院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛



発議第 18 号

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）  
の提出について

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 24 年 9 月 27 日提出

|     |         |
|-----|---------|
| 提出者 | 伊賀市議会議員 |
|     | 渡久山カナエ  |
|     | 生中 正嗣   |
|     | 中井 洸一   |
|     | 中盛 汀    |
|     | 前田 孝也   |
|     | 桃井 隆子   |
|     | 森永 勝二   |

記

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める  
意見書（案）

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えています。

「平成22年度 文部科学白書」は、「社会のセーフティネットとしての教育の重要性がますます高まっている」として、誰もが充実した教育を受けられるよう、子どもや保護者の経済的負担に対して社会全体で支えていくことの重要性を指摘しています。

一方、日本は教育支出における私費負担率がOECD加盟国のなかで非常に高く、とくに就学前教育段階が56.5%、高等教育段階は66.7%（OECD平均はそれぞれ18.5%、31.1%）となっています。日本の子どもの貧困率も15.7%（2011年7月 厚生労働省発表）と、一層深刻化しています。

このようななか、「高校無償化」をはじめ、「奨学金の改善」「就労支援の充実」等の施策が進められてきました。2012年には、高校生に対する奨学金事業について、低所得世帯や特定扶養控除見直しによる負担増に対応する制度改正が行われました。

しかし、保護者の負担が十分に軽減されたわけではありません。

文部科学省の調査によると、就学援助を受ける児童生徒数は年々増加を続け、2010年度は155万人（15.28%）となっています。

高等学校段階においても、授業料は無償となったものの、入学料・教材費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題となっています。

そのため、「給付型奨学金の創設」等、一層の支援策が求められています。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月27日

三重県伊賀市議会

衆参両院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛

発議第 19 号

防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める  
意見書（案）の提出について

防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書（案）を  
次のとおり提出しようとする。

平成 24 年 9 月 27 日提出

|     |         |
|-----|---------|
| 提出者 | 伊賀市議会議員 |
|     | 森永 勝二   |
|     | 生中 正嗣   |
|     | 中井 洸一   |
|     | 中盛 汀    |
|     | 渡久山カナエ  |
|     | 前田 孝也   |
|     | 桃井 隆子   |

記

## 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を 求める意見書（案）

三重県は県内全域が「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定され、県内 10 市町が「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に指定されています。

東海地震、東南海・南海地震が今後 30 年以内に発生する確率は 60～87%であり、これらが連動して発生する可能性も指摘されています。

このような中、三重県では学校の耐震化が着実に進められており、2012 年 4 月現在の耐震化率は小中学校が 96.8%、高校は 98.7%、特別支援学校は 100%となっています。

また、学校防災機能を強化するために、防災用毛布等の備蓄や防災機器の整備等が進められています。

文部科学省が 2012 年 4 月に策定した「学校安全の推進に関する計画」では、今後 5 年間に取り組む具体的施策として、「安全教育の充実」「学校の施設及び設備の整備充実」「地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進」等が盛り込まれています。

一方で、南海トラフで発生する巨大地震で想定される最大の震度分布と津波高は、これまでの想定をはるかに上まわるものであることが、内閣府の有識者検討会で明らかとなっています。

学校は、子どもたちをはじめ多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点です。災害時には避難場所となる等、重要な役割を担っています。

その安全確保は極めて重要であり、早急に耐震化率が 100%となるよう求めていく必要があります。

また、学校・家庭・地域が連携して災害から子どもを守る必要があります、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務です。

さらに、近年、交通事故、不審者による声かけやつきまとい等、子どもたちが被害者となる事故や事件があとを絶ちません。

三重県は「防犯教育実践事業」を実施し、子どもの防犯意識、危険予測、回避能力を高めるための実践的な防犯教育の取り組みを進めていますが、子どもたちの安全・安心の確保に向け、学校内外で子どもの命や安全をどう守るか、総合的な学校安全対策を充実させなければなりません。

以上のような理由から、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を

想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月27日

三重県伊賀市議会

衆参両院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（防災） 宛

発議第 20 号

伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 9 月 27 日提出

提出者 伊賀市議会議員

松村 頼清

稲森 稔尚

近森 正利

中井 洸一

中谷 一彦

空森 栄幸

渡久山カナエ

中岡 久徳

## 記

伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 53 号)  
の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 5 平成 24 年 10 月から平成 24 年 12 月までに支給する議員報酬については、第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額の 100 分の 10 に相当する額を減じて得た額とする。
- 6 前項に定める期間内における議長等に対する第 6 条の規定の適用については、同条中「議員報酬月額」について、前項の規定の適用を受けないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。